

神戸市オフィス等賃借型企業拠点移転補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、企業等の拠点が担う機能（以下「拠点機能」という。）の神戸市への移転により、良質な雇用の場を確保し、神戸市の人口減少の防止や神戸経済の活性化を図るため、拠点機能の移転に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本社機能とは、本店又は主たる事務所その他の業務施設（調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門）が担う機能、研究所が担う研究開発の機能又は研修所が担う人材育成の機能をいう。
- (2) 地方拠点機能とは、本店又は主たる事務所以外の事業所であって、経済産業省近畿経済産業局管轄内で最大の規模の事業所又は延床面積300㎡以上の事業所が担う第1号に定める機能をいう。
- (3) 事業拠点機能とは、本店又は主たる事務所以外の事業所であって、経済産業省近畿経済産業局管轄内で最大の規模の事業所又は延床面積300㎡以上の事業所が担う、広域的な事業展開の拠点となる機能。ただし、店舗、来店型オフィス及び各種教室等において個人及び一般消費者等に対し販売やサービスを行うもの、貸事務所及び貸倉庫等の他人に貸付や使用させるもの等は除く。
- (4) 移転とは、拠点機能を市内に移すことをいう。
- (5) 新設とは、新たな拠点機能を市内に設置することをいう。
- (6) 拠点施設とは、補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）が、市内において拠点機能に係る業務を実施するための建築物の全部又はその一部をいう。
- (7) 常用雇用者とは、拠点施設を主たる勤務場所とし、補助対象者に直接雇用され、雇用保険の一般被保険者資格を取得している者で、期間の定めなく雇用されており、第12条に定める事業実施報告書兼補助金請求書を提出する時点において、3か月以上継続して雇用される者をいう。
- (8) 賃借とは、拠点施設を賃貸借契約等により調達することをいう。
- (9) 特定地域とは、別表1に示す商業・業務機能を集積させるエリア・拠点のことをいう。
- (10) 事業年度とは、市の会計年度のことをいう。

(補助対象要件)

第3条 補助対象者は、納期が到来している神戸市の市税に関し未納、滞納がなく、かつ未申告がない者であって、次の各号のいずれかに該当する移転又は新設を行うために、第3項に定める新たな拠点施設を賃借する事業者とする。

- (1) 市外から市内への本社機能、地方拠点機能又は事業拠点機能の移転

(2) 市外に本店又は主たる事務所がある企業が行う市内への本社機能，地方拠点機能又は事業拠点機能の新設

(3) 市外に本店又は主たる事務所のある企業による会社分割又は持株会社設立等により新たに設立される企業が行う市内への本社機能，地方拠点機能又は事業拠点機能の新設

2 前項第1号に定める拠点機能の移転又は前項第2号に定める拠点機能の新設が，既に市内にある拠点機能と同種の機能の移転又は新設である場合は，補助対象者となることができない。

3 補助対象とする拠点施設は，利用する面積が明確であり，次の各号に該当する施設とする。

ただし，補助対象者と，補助対象者が賃借する拠点施設の所有者又は賃貸人等との間に，資本上の親子関係（会社法第2条第3号，第4号及び会社法施行規則第3条）が存在する場合は，補助対象としない。

(1) 研修所を除く事業所

補助対象となる機能に従事する常用雇用者が5名以上のもの

(2) 研修所

延床面積が300㎡以上のもの

4 前項の常用雇用者について，補助対象となる機能とその他の機能の双方の業務に従事する常用雇用者がある場合は，補助対象となる機能に従事するものとみなす。

5 補助対象者と密接な関係を有する事業者が，一つの拠点施設において一体的に業務を行う場合は，第3項の常用雇用者及び延床面積は合計して取り扱うものとする。

6 補助対象者は，賃料補助開始日より6年間（補助対象面積が1,500㎡以上の場合は10年間）（以下，「事業実施義務期間」という。）を通じて，前各項に定める要件を満たし，事業を継続しなければならない。

（補助金）

第4条 市長は補助対象者に対し，予算の範囲内において，第5条及び第6条に定める方法により算定した金額を交付することができる。

（賃料補助の対象経費及び額等）

第5条 補助対象となる経費は，補助対象者が賃借又は利用する新たな拠点施設の貸主等との間で賃貸借契約又はこれに相当する利用契約等を締結し，貸主等に対して支払う賃借料又はこれに相当する利用料等（以下，「賃料」という。）とする。ただし，共益費，消費税及び地方消費税を除く。

2 拠点施設の中に補助対象となる機能とその他の機能が併存する場合は，各機能が有する面積，各機能に従事する従業者の人数又はその他の合理的な方法により拠点施設に占める補助対象となる機能の割合を算定し，当該割合を前項の経費に乗じた額とする。

3 既に市内に拠点施設をもつ事業者が，異なる機能を市外から移転する場合は，移転により増加する面積に係る経費のみを対象とする。

4 補助金の額は，前各項に定めにより算出した経費のうち，支払った賃料の4分の1（㎡あたり月額上限750円）以内とし，補助の期間は3年間（1,500㎡以上の場合は5年間）とする。

5 常用雇用者数が必要雇用者数（補助対象面積を，研究所及び研修所以外の場合は15で，研究所の場合は30で除し，小数点以下を切り上げた数をいう。以下同じ。）に満たない場合，補助金の額は賃料の4分の1に，実際の常用雇用者数を必要雇用者数で除した数を乗じて求める。なお，

研修所の場合は、年間利用者数が必要利用者数（補助対象面積に6を乗じ、小数点以下を切り上げた数をいう。以下同じ。）に満たない場合、補助金の額は賃料の4分の1に、実際の年間利用者数を必要利用者数で除した数を乗じて求める。

- 6 月の途中で賃料補助を開始する場合は、賃料補助開始日が属する月の翌月から当該事業年度の3月までを補助対象月とし、月の途中で賃料補助を終了する場合は、当該事業年度の4月から賃料補助終了日が属する月の前月までを補助対象月として、補助金の額を算定する。
- 7 補助金の上限額は、事業年度あたり500万円（東京23区及び国外から移転又は新設する場合は1,000万円）とする。ただし、事業年度途中で賃料補助を開始する場合の当該事業年度の上限額は、賃料補助開始日が属する月の翌月から当該事業年度の3月までの月数に、事業年度途中で賃料補助を終了する場合の当該事業年度の上限額は、当該事業年度の4月から賃料補助終了日が属する月の前月までの月数に、事業年度あたりの上限額を12で除した額を乗じた額とする。
- 8 前各項に定める額の算定において、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

（雇用加算の対象及び額等）

第6条 市長は、補助対象者が前条に定める賃料補助の交付を受けることができる場合、次項に定める雇用加算を行うことができる。

- 2 雇用加算の額は、補助対象となる拠点施設を主たる勤務場所として、補助対象者が直接雇用する雇用保険の一般被保険者資格を取得している者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合計額とする。なお、第12条第2項に定める事業実施報告書兼補助金請求書（雇用加算）を提出する時点において、3か月以上継続して雇用されている者を対象とする。

(1) 転入加算（無期雇用） 次のア及びイに該当する者 1人につき120万円

- ア 移転又は新設に際し、市外から異動してきた者であって、事業認定日以降、第10条第3項による交付申請の日（雇用加算に関わる内容について第13条第1項に基づく申請を行った場合は当該変更申請日）（以下、「申請日」という。）までに、住民票を市外から市内に異動した者。
- イ 雇用契約上、雇用期間の定めがなく、その労働時間が当該事業所の一般の所定労働時間を勤務する者。

(2) 転入加算（有期雇用等） 次のア及びイに該当する者 1人につき20万円

- ア 移転又は新設に際し、市外から異動してきた者であって、事業認定日以降、申請日までに、住民票を市外から市内に異動した者。
- イ 前号イに該当しない者で、1年以上継続雇用される雇用者。

(3) 市民の雇用加算（無期雇用） 次のア及びイに該当する者 1人につき100万円

- ア 移転又は新設に際し、事業認定日以降、申請日までに、新たに雇用された者であって、市内に住民票を有する者。
- イ 雇用契約上、雇用期間の定めがなく、その労働時間が当該事業所の一般の所定労働時間を勤務する者。

(4) 市民の雇用加算（有期雇用等） 次のア及びイに該当する者 1人につき15万円

- ア 移転又は新設に際し、事業認定日以降、申請日までに、新たに雇用された者であって、市内に住民票を有する者。

イ 前号イに該当しない者で、1年以上継続雇用される雇用者。

- 3 前項第3号及び第4号による雇用加算は、第3条第1項による拠点施設の移転又は新設が別表1に定める特定地域において行われる場合のみ行う。
- 4 補助対象者と密接な関係を有する事業者が、一つの拠点施設において一体的に業務を行う場合、第2項に定める雇用加算は、密接な関係を有する事業者が雇用する者を含めることができる。
- 5 雇用加算の上限額は、1億円とする。

(事業認定申請)

第7条 本要綱に定める補助を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、拠点施設の賃借に係る契約締結の日までに、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業認定申請書（様式第1号）
- (2) 会社概要書（様式第2号）
- (3) 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業認定)

第8条 市長は、前条の規定による事業認定申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは、事業認定通知書（様式第4号）により、申請者に対し速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、前項の事業認定にあたり、条件を附することができる。
- 3 市長は、審査の結果不相当と認めるときは、事業不認定通知書（様式第5号）により、申請者に対し速やかに通知するものとする。

(操業開始届)

第9条 補助金の交付を受けようとする認定事業者は、操業開始日以降、速やかに操業開始届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第10条 認定事業者は、第4条及び第5条に定める補助金の交付を受けようとするときは、操業開始日以降かつ事業認定を受けた日から3年以内に、補助金規則第5条第1項に基づき初回の補助金の交付を申請しなければならない。

- 2 認定事業者は、操業開始日以降、初回の交付申請時については賃料補助開始日から2週間以内に、補助金交付申請2回目以降については、各事業年度の初日から2週間以内に、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書（様式第7-1号）
 - (2) 常用雇用者名簿（様式第8号）
 - (3) 会社概要書（様式第2号）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 認定事業者は、第4条及び第6条に定める雇用加算の交付を受けようとする場合は、操業開始日以降かつ事業認定を受けた日から3年以内に1回、賃料補助の交付申請と同時に、前項に定める書類に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書（雇用加算）（様式第7-2号）
 - (2) 雇用加算対象者一覧表（様式第9号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 11 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第 10 号）により、認定事業者に対し速やかに通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定にあたり、条件を附することができる。

3 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第 11 号）により、認定事業者に対し速やかに通知するものとする。

(事業の実施報告及び補助金の請求・交付)

第 12 条 前条第 1 項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、賃料補助開始日以降、第 5 条第 4 項に規定する補助の期間内において、当該年度の補助事業が完了した日（第 13 条の規定により事業の中止をし、又は廃止したときは当該届出日）から起算して 2 週間以内に、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、補助最終年度は、賃料補助終了日から 2 週間以内に提出するものとする。

(1) 事業実施報告書兼補助金請求書（様式第 12-1 号）

(2) 常用雇用者名簿（様式第 8 号）

(3) 会社概要書（様式第 2 号）（第 10 条に定める交付申請時に提出したものから変更があった場合に限る。）

2 補助事業者は、雇用加算の交付決定を受けた場合は、交付決定を受けた年度において、前項に定める補助事業が完了した日から起算して 2 週間以内に、前項に定める書類に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書兼補助金請求書（雇用加算）（様式第 12-2 号）

(2) 雇用加算対象者一覧表（様式第 9 号）

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第 1 項及び第 2 項に定める書類の提出があったときは、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該事業が本要綱の各規定に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 13 号）により、補助事業者に対し速やかに通知するものとする。

4 市長は、前項の補助金確定にあたり、条件を附することができる。

5 市長は、確定した補助金の額が、第 11 条第 1 項又は第 13 条第 1 項により通知した交付決定額と同額であるときは、第 3 項の規定による通知を省略することができる。

6 審査の結果、当該事業が本要綱の各規定に適合しないと認めるときは、当該事業年度の補助金の交付を行わないものとする。

(申請内容の変更)

第 13 条 認定事業者及び補助事業者は、申請内容に変更が生じた場合は、変更申請書（様式第 14 号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について、承認することが適当と認められるときは変更承認通知書（様式第 15 号）により、適当とは認められないときは変更不承認通知書（様式第 16 号）により、申請者に対し速やかに通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第 14 条 認定事業者及び補助事業者は、操業開始日以降に補助対象となる機能を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）届出書（様式第 17 号）を作成し、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、以降の補助金の交付を行わないものとする。
（事業認定又は交付決定の取消し）

第 15 条 市長は、認定事業者及び補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業認定又は交付決定を取り消すことができる。

(1) 補助金規則第 10 条又は第 19 条による補助金の交付の全部又は一部を取消されたとき。

(2) 本要綱の各規定に違反したとき。

(3) 申請の内容に虚偽又は不正があるとき。

(2) 神戸市の市税に未納、滞納又は未申告があるとき。

(3) 前条第 1 項の規定による届出をしたとき。

2 市長は、前項の規定により事業認定又は交付決定を取消したときは、取消通知書（様式第 18 号）により、認定事業者又は補助事業者に対し速やかに通知するものとする。

（事業の継続報告）

第 16 条 補助事業者は、第 12 条第 1 項に規定による事業実施報告書兼補助金請求書（様式第 12 - 1 号）の提出が終了した日の属する事業年度より、事業実施義務期間において、当該補助事業の実施状況等について、各事業年度終了後速やかに、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 事業継続報告書（様式第 19 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（調査）

第 17 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業について、認定事業者及び補助事業者に対して、関係書類の提出を求め調査等を行うことができるほか、当該拠点施設における事業の遂行に関する報告を求めることができる。

2 前項の場合においては、認定事業者及び補助事業者は、誠意をもってこれに協力するものとする。

（帳簿等の保存期間）

第 18 条 補助事業者は、事業実施義務期間において、当該補助事業に係る帳簿及び書類を保存しなければならない。

（補助金の返還）

第 19 条 市長は、事業実施義務期間において、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 第 3 条各項に定める要件を満たさないとき。

(2) 第 14 条第 1 項の届出をしたとき。

(3) 補助金規則第 10 条又は第 19 条により補助金の交付の全部又は一部を取消されたとき。

(4) 本要綱、補助金規則その他の規定に違反したとき。

2 前項各号に該当し、補助金の返還を命じる際の返還金は、事業実施義務期間から補助事業実施月数を減じた月数（1 月に満たない月数は切り捨てる）を、事業実施義務期間で除した数に、交

付済み補助金を乗じた金額とする。

(加算金及び遅延利息)

第 20 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、補助金規則第 21 条に定める方法により算定した加算金及び遅延利息を市に納付しなければならない。

2 前項の加算金及び遅延利息に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(施行細則の委任)

第 21 条 この要綱の施行に関し必要な事項については、所管局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

(本要綱の失効)

第 1 条 この要綱は平成 32 年 3 月 31 日まで適用する。

2 この要綱により事業認定を受けた事業者については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1 特定地域

神戸市都市計画マスタープランにおける商業・業務機能の集積を図るエリア・拠点

① 都心	三宮駅周辺，新神戸，元町，神戸周辺，ポートアイランド
② 旧市街地	六甲山系南側の既成市街地(住吉，御影，六甲道，湊川，新開地，板宿，新長田周辺等)
③ 郊外拠点	六甲アイランド，鈴蘭台，名谷，学園都市，垂水，舞子，西神中央，岡場，谷上

①②③のエリア・拠点のうち、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、工業専用地域は、原則として除外する。

また、②③はエリア・拠点の鉄道駅の中心から概ね 800m の範囲とする。